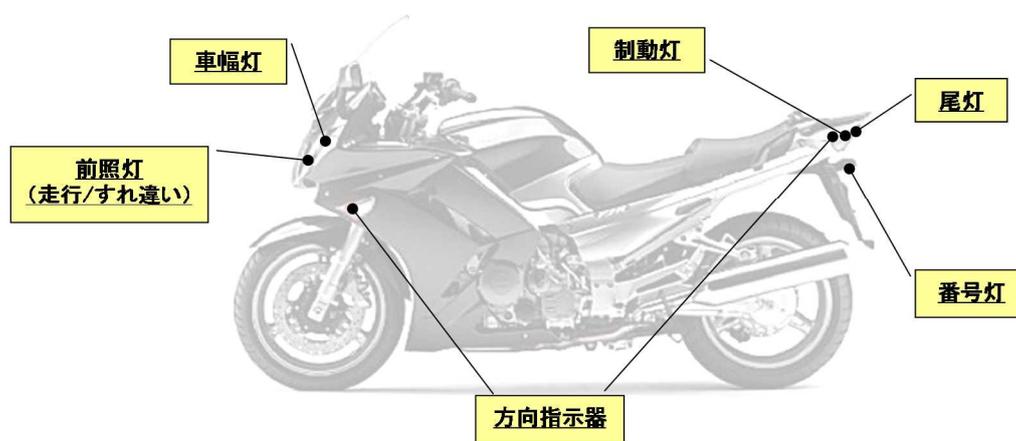


「二輪車灯火器基準（UN-R50、R113 関係）」

- 適用範囲
 - 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備え付ける前照灯、車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器
 - 原動機付自転車に備え付ける前照灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器
- 改正概要
 - 二輪自動車、側車付二輪自動車又は原動機付自転車に備え付ける上記灯火の灯光の色、明るさ等に関する規定について、「二輪自動車等の車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器に係る協定規則（第 50 号）」又は「二輪自動車等の対称配光型前照灯に係る協定規則（第 113 号）」の技術的要件に適合するよう改正します。
 - 具体的には、これらの協定規則の採用に伴い、二輪自動車、側車付二輪自動車又は原動機付自転車に備え付ける上記灯火について、照明・配光要件の定量化や発光色の定義の明確化を行います。



二輪車灯火器の例

- 改正時期
平成 27 年 6 月 (予定)
- 適用時期
新 型 車:平成 32 年 6 月 15 日以降(予定)
継 続 生 産 車:平成 32 年 6 月 15 日以降(予定)